その他の機械類			
八四七九・八一	金属の処理用のもの（電線の巻線機を含む。）	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
八四七九・八二	混合用、捏和用、破砕用、粉砕用、ふるい分け用、均質化用、乳化用又はかくはん用の機械	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
八四七九・八九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
八四七九・九〇	部分品	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
八四・八〇	金属鋳造用鋳型枠、鋳型ベース、鋳造用パターン及び金属、金属炭化物、ガラス、鋳物性材料、ゴム又はプラスチックの成形用の型（金属インゴット用のものを除く。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
八四・八一	コック、弁その他これらに類する物品（減圧弁及び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タンクその他これらに類する物品用のものに限る。）		
八四八一・一〇	減圧弁	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
八四八一・二〇	油圧伝動装置用又は空気圧伝動装置用の弁	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
八四八一・三〇	逆止弁	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
八四八一・四〇	安全弁及び逃がし弁	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
八四八一・八〇	その他の物品	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
八四八一・九〇	部分品	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
八四・八二	玉軸受及びころ軸受		
八四八二・一〇	玉軸受	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
八四八二・二〇	円すいころ軸受（コーンと円すいころを組み合わせたものを含む。）	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
八四八二・三〇	球面ころ軸受	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
八四八二・四〇	針状ころ軸受	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
八四八二・五〇	その他の円筒ころ軸受	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
八四八二・八〇	その他のもの（玉軸受ところ軸受を組み合わせたものを含む。）	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
	部分品		
八四八二・九九	その他のもの	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
八四八二・九一	玉、針状ころ及びころ	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
八四・八三	ギヤボックスその他の変速機（トルクコンバーターを含む。）、伝動軸（カムシャフト及びクランクシャフトを含む。）クランク、軸受箱、滑り軸受、歯車、歯車伝動機、ボールスクリュー、ローラースクリュー、弾み車、プーリー（プーリーブロックを含む。）、クラッチ及び軸継手（自在継手を含む。）		
八四八三・一〇	伝動軸（カムシャフト及びクランクシャフトを含む。）及びクランク	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
八四八三・二〇	軸受箱（玉軸受又はころ軸受を有するものに限る。）	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
八四八三・三〇	軸受箱（玉軸受又はころ軸受を有するものを除く。）及び滑り軸受	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇

八四八三・四〇	歯車及び歯車伝動機（単独で提示する歯付きホイール、チェーンスプロケット、その他の伝動装置の構成部品を除く。）、ボールスクリュー、ローラースクリュー並びにギヤボックスその他の変速機（トルクコンバーターを含む。）	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
八四八三・五〇	弾み車及びプーリー（プーリーブロックを含む。）	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
八四八三・六〇	クラッチ及び軸継手（自在継手を含む。）	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
八四八三・九〇	単独で提示する歯付きホイール、チェーンスプロケットその他の伝動装置の構成部品及び部分品	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
八四・八四	ガスケットその他これに類するジョイント（他の材料と結合した金属板製のもの及び二層以上の金属から成るものに限る。）、材質の異なるガスケットその他これに類するジョイントをセットにし又は取りそろえて小袋入りその他これに類する包装にしたもの及びメカニカルシール	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
八四・八六	半導体ボール、半導体ウエハー、半導体デバイス、集積回路又はフラットパネルディスプレイの製造に専ら又は主として使用する機器、この類の注９(C)の機器並びに部分品及び附属品		
八四八六・一〇	半導体ボール又は半導体ウエハー製造用の機器	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
八四八六・二〇	半導体デバイス又は集積回路製造用の機器	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
八四八六・三〇	フラットパネルディスプレイ製造用の機器	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
八四八六・四〇	この類の注９(C)の機器	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
八四八六・九〇	部分品及び附属品	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
八四・八七	機械類の部分品（接続子、絶縁体、コイル、接触子その他の電気用物品を有するもの及びこの類の他の項に該当するものを除く。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
八五	第八五類　電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品		
八五・〇一	電動機及び発電機（原動機とセットにした発電機を除く。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ（第八五〇四・二一号又は第八五〇四・二二号又は第八五〇四・二三号の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇
八五・〇二	発電機（原動機とセットにしたものに限る。）及びロータリーコンバーター	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ（第八五〇四・二一号又は第八五〇四・二二号又は第八五〇四・二三号の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇
八五・〇三	第八五・〇一項又は第八五・〇二項の機械に専ら又は主として使用する部分品	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ（第八五〇四・二一号又は第八五〇四・二二号又は第八五〇四・二三号の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇
八五・〇四	トランスフォーマー、スタティックコンバーター（例えば、整流器）及びインダクター		
八五〇四・一〇	放電管用安定器	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	
八五〇四・一〇	トランスフォーマー（絶縁性の液体を使用するものに限る。）		
八五〇四・二一	容量が六五〇キロボルトアンペア以下のもの	ＣＴＳＨ（第八五〇四・二一号又は第八五〇四・二二号又は第八五〇四・二三号の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ（第八五〇四・二一号又は第八五〇四・二二号又は第八五〇四・二三号の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇
八五〇四・二二	容量が六五〇キロボルトアンペアを超え一〇、〇〇〇キロボルトアンペア以下のもの		
八五〇四・二三	容量が一〇、〇〇〇キロボルトアンペアを超えるもの		